

11月26日(日)はクリーン大作戦!

～みんなの力で美しい街へ～

ボランティアの市民参加による市内一斉清掃を実施します。皆さんご参加、ご協力をお願いします。

▼日時：11月26日(日) 午前8時ころ～2時間程度

※小雨決行。荒天の場合は12月3日(日)に延期。

※時間は目安です。各地域のご都合に合わせて、実施してください。

▼場所：地域の道路・公園など清掃可能な公共の場所

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58 - 2111 (内線3302)

犬の散歩は許可制です。市内の5公園(みらいの森公園・絹の台桜公園・福岡塚さくら公園・みらい平どんぐり公園)では、衛生面や安全確保を図るため、犬の散歩は許可制となっております。利用する場合は、必ず都市計画課で許可の申請を行い、「犬散歩許可証」の交付を受けてください。その際は、犬の登録番号と印鑑をお持ちください。許可証は年度更新となります。

また、犬のフンは必ず持ち帰りましょう。一部マナーを守れない方がみられます。放置されたフンをみてほかの公園利用者

薪ストーブの使用は近隣にご配慮を!



◎十分に乾燥した薪を使う

薪が湿っていると、多量の煙や臭い、煤、タールの発生原因になるため、十分に乾燥した薪を使いましょう。

◎薪以外は絶対に燃やさない

接着剤、塗料を使用したものや、化学処理された木材は、悪臭や有害物質を発生させる原因となるため、使用しないでください。また、ごみは絶対に燃やさないでください。

◎こまめに点検、掃除をする

煙突に煤が溜まっていると、使用時に飛散して近所迷惑になるほか、引火して火災の原因にもなります。煙突やストーブの点検と掃除は定期的に行いましょう。

◎ご近所への配慮を

洗濯物を干す時間帯には使用を控えるなど、ご近所への配慮をお願いします。住宅密集地で設置する場合は、煙突の位置や高さ、向きに注意しましょう。

問 谷和原庁舎生活環境課 ☎58 - 2111 (内線3302)



環境・くらし

所有地の適正な管理をお願いします

問 谷和原庁舎建設課

☎58・2111 (内線5205)

■樹木は早めにお手入れを

道路に接する民地などで管理している樹木や生垣が、枝葉を落としていたり、道路上に伸び出ていると、車両や歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす原因となります。これらに起因して事故が発生した場合は、当該樹木の所有者は責任を問われることがあります。

事故を未然に防ぎ、安全に道路を利用できるように、早めの剪定・伐採・除草をお願いします。また、大雨による土砂流出にも注意

■犬の散歩は許可制です

市内の5公園(みらいの森公園・絹の台桜公園・福岡塚さくら公園・みらい平どんぐり公園)では、衛生面や安全確保を図るため、犬の散歩は許可制となっております。利用する場合は、必ず都市計画課で許可の申請を行い、「犬散歩許可証」の交付を受けてください。その際は、犬の登録番号と印鑑をお持ちください。許可証は年度更新となります。

また、犬のフンは必ず持ち帰りましょう。一部マナーを守れない方がみられます。放置されたフンをみてほかの公園利用者



環境・くらし

公園はマナーを守り楽しく利用しよう

問 谷和原庁舎都市計画課

☎58・2111 (内線5107)

公園は小さな子どもから高齢者まで多くの方が利用する施設です。他の利用者の立場になり、迷惑になるような行為や危険な行為はやめましょう。

■迷惑行為はやめましょう

公園は小さな子どもから高齢者まで多くの方が利用する施設です。他の利用者の立場になり、迷惑になるような行為や危険な行為はやめましょう。

また、最近公園を利用する際の路上駐車が目立ちます。一部の利用者によるマナー違反が、多くの皆さんに迷惑をかけてしまっています。路上駐車は交通安全上危険なだけでなく、近隣の迷惑にもなります。利用マナーとルールを守り皆さんが気持ちよく利用できる公園にしましょう。



環境・くらし

飼い主のマナーと義務

問 谷和原庁舎生活環境課

☎58・2111 (内線3302)

■登録と狂犬病予防注射を

犬の飼い主には、飼い犬の登録と飼い犬に狂犬病予防注射を年1回受けさせることが義務付けられています。

■犬はつないで飼いましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。犬は放たれてしまうと、咬みつき事故を起こしたり、迷子になったり、さらには交通事故にあつたりとさまざまな事件事故の原因ともなります。犬は必ずつないで飼ってください。

■フンは飼い主が後始末を

散歩のときは、フンを始末する道具を携帯し、飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって始末しましょう。



野良猫にエサを与えないで

野良猫にエサを与えることは、野良猫の数を増やすことになり、近隣の迷惑になるだけでなく、交通事故や病気などで死亡する不幸な猫を増やしてしまうことにもなります。飼う意思がないのであれば絶対にエサを与えないでください。

また、最近公園を利用する際の路上駐車が目立ちます。一部の利用者によるマナー違反が、多くの皆さんに迷惑をかけてしまっています。路上駐車は交通安全上危険なだけでなく、近隣の迷惑にもなります。利用マナーとルールを守り皆さんが気持ちよく利用できる公園にしましょう。